

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月14日
【会社名】	株式会社フュージョンパートナー
【英訳名】	Fusion Partners Co.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 榑野 憲克
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
【電話番号】	03 - 6418 - 3898
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 吳 裕紀
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
【電話番号】	03 - 6418 - 3898
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 吳 裕紀
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 191,957,580円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成28年3月4日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通 株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	372,000株	完全議決権株式であり、株主の権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成28年3月14日(月)開催の取締役会決議によります。

2 本募集とは別に、平成28年3月14日(月)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式1,500,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式986,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下「一般募集」という。)を予定しておりますが、その需要状況等を勘案し、372,000株を上限として、一般募集の主幹事証券会社である株式会社SBI証券が当社株主である田村健三及び島津英樹(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券が貸株人から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、株式会社SBI証券を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。

株式会社SBI証券は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成28年4月22日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、株式会社SBI証券は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

株式会社SBI証券が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、株式会社SBI証券はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成28年3月23日(水)から平成28年3月25日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社SBI証券による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、株式会社SBI証券は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	372,000株	191,957,580	95,978,790
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	372,000株	191,957,580	95,978,790

(注) 1 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載の通り、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して株式会社SBI証券を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下の通りであります。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社SBI証券	
割当株数		372,000株	
払込金額		191,957,580円	
割当予定先の内容	住所	東京都港区六本木一丁目6番1号	
	代表者の役職氏名	代表取締役 高村 正人	
	資本の額	47,937百万円	
	事業の内容	金融商品取引業等	
	大株主	SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数（平成28年2月29日）	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数（平成28年2月29日）	129,700株
	取引関係等	一般募集の主幹事会社	
	人的関係等	-	
当該株式の保有に関する事項		-	

- 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載の通り、発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 発行価額の総額は、払込金額の総額であります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成28年3月4日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	平成28年4月22日(金)	-	平成28年5月2日(月)

- (注)1 発行価格及び資本組入額については、発行価格等決定日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額とします。
- 2 全株式を株式会社SBI証券に割当て、一般募集は行いません。
 - 3 上記株式を割当てた者から申込みの行われなかった株式については失権となります。
 - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社フュージョンパートナー本店 経営管理本部	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
191,957,580	1,100,000	190,857,580

- (注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 2 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載の通り、発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合、上記金額は、変更される場合があります。
- 3 払込金額の総額は、平成28年3月4日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限190,857,580円(本第三者割当増資における申込みがすべて行われた場合の見込額)については、本第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額1,278,313,290円と合わせた手取概算額合計上限1,469,170,870円について、子会社への融資及び借入金の返済に充当する予定であります。具体的な資金使途につきましては、次の通り予定しております。

子会社への融資資金として

当社子会社でありSaaS/ASPサービス(Software as a Service/Application Service Providerの略であり、ソフトウェアをインターネットなどを通じて提供するサービス)の提供を主要事業としているデジアナコミュニケーションズ株式会社に対し、1,262,608,000円を平成29年6月期までに融資します。

デジアナコミュニケーションズ株式会社は、運用システムの処理能力向上を目的としたサーバーや通信回線の増設等のデータセンター設備の増強、サーバー等の設備に故障や障害が発生した場合に備え、サービスを継続的に提供できるようにするため代替用設備の準備(冗長構成による安定化)及び、セキュリティ強化のための社員用PCのシンクライアント化(企業の情報システムにおいて、ユーザーが使うコンピュータに最低限の機能しか持たせず、ほとんどの処理をサーバー側で行う仕組みの設定)に向けた設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には、平成29年6月期にサーバーの増設として384,677,600円、通信回線の増設として12,864,000円、代替用設備の準備として96,169,400円、シンクライアント化として160,616,600円の合計654,327,600円、平成30年6月期以降にサーバーの増設として443,876,800円、通信回線の増設として34,512,000円、代替用設備の準備として112,719,200円、シンクライアント化として17,172,400円の合計608,280,400円を充当する予定であります。

借入金の返済資金として

運転資金として銀行から調達した借入金の返済資金として、平成28年6月期に206,562,870円を充当する予定であります。

なお、上記手取金は、実際の充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成28年3月14日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成28年3月14日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第29期事業年度）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」については、本有価証券届出書提出日（平成28年3月14日）現在、以下の通りとなっております。

なお、当企業集団は、SaaS/ASP事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
デジアナコミュニケーショ ンズ (株)	本社 (東京都 渋谷区)	ネットワーク 関連設備及び データセンター 設備等	1,262	-	増資資金及び 自己株式処分 資金	平成28年 7月	平成31年 6月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため記載を省略してありますが、データセンター設備の増強による運用システムの処理能力の向上、冗長構成による安定化、セキュリティ強化が見込まれます。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第29期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年3月14日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成27年9月29日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記の通りであります。

(1) 提出理由

平成27年9月29日開催の当社第29回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

当該株主総会が開催された年月日

平成27年9月29日

当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額は83,805,354円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年9月30日

- 第2号議案 利益準備金の額の減少の件
1. 減少する準備金の額
利益準備金13,967,575円のうち、13,967,575円(全額)
 2. 準備金の額の減少がその効力を生ずる日
平成27年11月1日

第3号議案 取締役7名選任の件
取締役として、田村健三、榑野憲克、木下朝太郎、島津英樹、清見征一、新田英明及び渡辺昇一を選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件
監査役として、相田武夫、長井紘及び田尾啓一を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠監査役として、山田宰を選任するものであります。

当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	88,392	650	-	(注)1	可決 96.02
第2号議案	88,875	167	-	(注)1	可決 96.55
第3号議案				(注)2	
田村 健三	88,482	560	-		可決 96.12
榑野 憲克	88,581	461	-		可決 96.23
木下 朝太郎	88,616	426	-		可決 96.26
島津 英樹	88,611	431	-		可決 96.26
清見 征一	88,616	426	-		可決 96.26
新田 英明	88,613	429	-		可決 96.26
渡辺 昇一	88,616	426	-		可決 96.26
第4号議案				(注)2	
相田 武夫	88,897	145	-		可決 96.57
長井 紘	88,886	156	-		可決 96.56
田尾 啓一	88,887	155	-		可決 96.56
第5号議案				(注)2	
山田 宰	88,091	951	-		可決 95.69

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 至	平成26年7月1日 平成27年6月30日	平成27年9月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第29期)	自 至	平成26年7月1日 平成27年6月30日	平成28年3月11日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第30期第2四半期)	自 至	平成27年10月1日 平成27年12月31日	平成28年2月15日 関東財務局長に提出
四半期報告書の訂正報告書	(第30期第2四半期)	自 至	平成27年10月1日 平成27年12月31日	平成28年3月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年9月29日

株式会社フュージョンパートナー

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲雄
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フュージョンパートナーの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フュージョンパートナー及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フュージョンパートナーの平成27年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フュージョンパートナーが平成27年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月11日

株式会社フュージョンパートナー

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲雄 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フュージョンパートナーの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第29期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フュージョンパートナーの平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は訂正前の財務諸表に対して平成27年9月29日に監査報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月15日

株式会社フュージョンパートナー

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 哲雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フュージョンパートナーの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年7月1日から平成27年12月31日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社フュージョンパートナー及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。